



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
3 月 31 日
号 外 （ 2 ）
月 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則

※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政経営推進課）	1
※滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	2
※滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	12
※滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	12
※滋賀県旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	13
※滋賀県税規則等の一部を改正する等の規則（税政課）	14
※滋賀県財務規則の一部を改正する規則（管理課）	25
※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則（D X 推進課）	27
※滋賀県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（総務課）	27
※滋賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（中小企業支援課）	29
※滋賀県建設工事執行規則の一部を改正する規則（監理課）	30
※滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（建築課）	30
※滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）	31
※滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）	31
※滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）	32
※滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）	34
※滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）	35
※滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則（びわこボートレース局）	35
※滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則（下水道課）	36

○ 訓 令

※滋賀県公印規程の一部改正（総務課）	36
※滋賀県税事務取扱規程の一部改正（税政課）	36

○ 告 示

※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則第 3 条の規定による知事が指定する区域（行政経営推進課）	39
※滋賀県知事印および滋賀県印の種類、形状、寸法、使用区分および管守区分の一部改正（総務課）	39
※証紙売りさばき人の指定の一部改正（税政課）	39
※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の廃止（税政課）	40
※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正（中小企業支援課）	40
※県道の路線の廃止（道路保全課）	47

規 則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第21号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成19年滋賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、別表」を「、別表第1」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例別表(32)の5の項および(32)の6の項に規定する規則で定める区域は、別表第2に掲げる区域のうち、知事が指定する区域とする。

別表(3)の項を次のように改める。

(3) 削除	
--------	--

別表(6)の項を次のように改める。

(6) 削除	
--------	--

別表(7)の項を次のように改める。

(7) 条例別表(32)の5の項フに掲げる事務	滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年滋賀県規則第10号。以下この項において規則という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 (1) 規則第4条の規定による届出の受理 (2) 規則第7条（規則第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による工事の着手の届出の受理 (3) 規則第12条第1項の規定による工事の一部完了検査 (4) 規則第12条第2項の規定による工事の一部検査済証の交付 (5) 規則第15条の規定による届出工事の変更の届出の受理 (6) 規則第16条の規定による届出工事の完了の届出の受理 (7) 規則第17条の規定による工事の休止等の届出の受理 (8) 前各号に掲げるもののほか、条例別表(32)の5の項アからヒまでおよび前各号に掲げる事務の処理に関する事務
-------------------------	--

別表(7)の項の次に次のように加える。

(7)の2 条例別表(32)の6の項セに掲げる事務	滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に基づく事務のうち、条例別表(32)の6の項アからスまでに掲げる事務の処理に関する事務
(7)の3 条例別表(32)の7の項サに掲げる事務	滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に基づく事務のうち、条例別表(32)の7の項アからコまでに掲げる事務の処理に関する事務

別表(10)の項および(11)の項を次のように改める。

(10)および(11) 削除	
----------------	--

別表(15)の項を次のように改める。

(15) 削除	
---------	--

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

近江八幡市の区域のうち、島町、沖島町、白王町、円山町、北津田町、中之庄町、長命寺町、南津田町、船木町、北之庄町、宮内町、孫平治町、西元町、小船木町、牧町、長光寺町、長福寺町、馬淵町、倉橋部町、浄土寺町、新巻町、安土町下豊浦、安土町桑実寺、安土町宮津、安土町上豊浦、安土町石寺、安土町上出、安土町小中、安土町中屋、安土町東老蘇および安土町内野の区域

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第22号

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年滋賀県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「含む。」の右に「第6条第2項および第3項において同じ。」を加える。

第6条第2項中「うち、」の右に「定年前提任用短時間勤務職員には扶養手当および退職手当を、育児任期付短時間勤務職員には」を加え、「は、定年前提任用短時間勤務職員および育児任期付短時間勤務職員には支給しない」を「を支給しない」に改める。

付則第4項中「は、これら」を「（一般職給与条例第10条の3第2項第2号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員に係るものに限る。）は、これら」に、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「100分の101.703」に改め、同項各号を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

号給	特(1)	(1)	(2)
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	185,700	185,700	238,200
2	187,400	187,400	239,100
3	189,100	189,100	239,900
4	190,800	190,800	240,700
5	192,500	192,500	247,400
6	194,200	194,200	248,600
7	195,800	195,800	249,800
8	197,400	197,400	251,000
9	199,000	199,000	252,100
10	200,500	200,500	253,200
11	202,000	202,000	254,300
12	203,500	203,500	255,400
13	205,000	205,000	256,400
14	206,500	206,500	257,400
15	208,000	208,000	258,400
16	209,500	209,500	259,400
17	211,000	211,000	260,400
18	212,400	212,400	261,300
19	213,800	213,800	262,200
20	215,200	215,200	263,100
21	216,600	216,600	263,900
22	217,700	217,700	264,700
23	218,800	218,800	265,500
24	219,900	219,900	266,300

25	220,000	220,000	267,000
26	221,700	221,700	267,800
27	223,000	223,000	268,600
28	224,300	224,300	269,300
29	225,600	225,600	270,000
30	226,700	226,700	270,800
31	227,800	227,800	271,600
32	228,900	228,900	272,300
33	230,000	230,000	282,500
34	231,100	231,100	283,800
35	232,200	232,200	285,000
36	233,300	233,300	286,200
37	234,400	234,400	287,300
38	235,400	235,400	288,500
39	236,400	236,400	289,800
40	237,300	237,300	291,100
41	238,200	238,200	292,400
42	239,100	239,100	293,400
43	239,900	239,900	294,400
44	240,700	240,700	295,500
45	247,400	247,400	296,600
46	248,600	248,600	297,800
47	249,800	249,800	298,900
48	251,000	251,000	300,100
49	252,100	252,100	301,300
50	253,200	253,200	302,600
51	254,300	254,300	303,900
52	255,400	255,400	305,200
53	256,400	256,400	306,500
54	257,400	257,400	307,800
55	258,400	258,400	309,100
56	259,400	259,400	310,400
57	260,400	260,400	311,700
58	261,300	261,300	313,000
59	262,200	262,200	314,300
60	263,100	263,100	315,400
61	263,900	263,900	316,300
62	264,700	264,700	317,600

63	265,500	265,500	318,900
64	266,300	266,300	320,200
65	267,000	267,000	321,400
66	267,800	267,800	322,700
67	268,600	268,600	323,900
68	269,300	269,300	325,100
69	270,000	270,000	326,400
70	270,800	270,800	327,500
71	271,600	271,600	328,600
72	272,300	272,300	329,700
73	273,000	282,500	330,400
74	273,800	283,800	331,300
75	274,600	285,000	332,000
76	275,300	286,200	332,800
77	276,000	287,300	333,600
78	276,700	288,500	334,000
79	277,400	289,800	334,600
80	278,100	291,100	335,300
81	278,800	292,400	336,100
82	279,500	293,400	336,800
83	280,200	294,400	337,500
84	280,900	295,500	338,100
85	281,500	296,600	338,600
86	282,200	297,800	339,200
87	282,800	298,900	339,700
88	283,500	300,100	340,300
89	284,100	301,300	340,600
90	284,800	302,600	341,100
91	285,400	303,900	341,500
92	286,100	305,200	341,900
93	286,700	306,500	354,300
94	287,400	307,800	355,700
95	288,000	309,100	357,100
96	288,500	310,400	358,500
97	289,000	311,700	360,000
98	289,600	313,000	360,800
99	290,100	314,300	361,800
100	290,700	315,400	362,800

101	291,200	316,300	363,700
102	291,700	317,600	364,800
103	292,300	318,900	365,700
104	292,900	320,200	366,700
105	293,400	321,400	367,600
106	293,900	322,700	368,300
107	294,300	323,900	369,000
108	294,600	325,100	369,600
109	294,800	326,400	370,000
110	295,100	327,500	370,600
111	295,300	328,600	371,300
112	295,600	329,700	372,000
113	295,800	330,400	372,300
114	296,000	331,300	373,000
115	296,300	332,000	373,700
116	296,500	332,800	374,300
117	296,800	333,600	374,600
118	297,100	334,000	375,100
119	297,400	334,600	375,700
120	297,700	335,300	376,300
121	298,000	336,100	376,600
122	298,300	336,800	377,200
123	298,600	337,500	377,900
124	299,000	338,100	378,500
125	299,200	338,600	378,900
126	299,400	339,200	379,400
127	299,700	339,700	380,000
128	300,100	340,300	380,500
129	300,300	340,600	381,000
130	300,600	341,100	381,600
131	301,000	341,500	382,100
132	301,400	341,900	382,400
133	301,600	342,300	382,800
134	301,900	342,800	383,300
135	302,200	343,300	383,700
136	302,500	343,800	384,100
137	302,700		384,500

138	303,000		385,000
139	303,300		385,400
140	303,600		385,800
141	303,800		386,100
142	304,200		
143	304,600		
144	304,900		
145	305,100		
146	305,300		
147	305,600		
148	306,000		
149	306,200		
150	306,400		
151	306,700		
152	307,000		
153	307,400		
154	307,600		
155	307,900		
156	308,200		
157	308,500		

注 この表の特(1)欄は第2条第14号に規定する職員に、(1)欄は特(1)欄または(2)欄の適用を受けない職員に、(2)欄は同条第1号に規定する職員その他知事が適当と認める職員に適用する。

別表第3(1)の項中「40号給」を「24号給」に、「41号給」を「25号給」に、「60号給」を「44号給」に、「61号給」を「45号給」に、「88号給」を「72号給」に、「89号給」を「73号給」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(この項において「切替日」という。)の前日において滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(次項および第4項において「規則」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の区分が付則別表に掲げられている職務の区分であつたものの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の区分および同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 3 切替日以後に新たに規則第5条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)および滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号)付則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次項において「暫定再任用職員」という。)(以下この項においてこれらを「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる規則第6条第1項の規定によりその例によることとされる滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第12条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員または切替日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第6条第2項の規定を適用する。

付則別表 号給の切替表

旧号給	新号給	
	特(1)	(1)
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21

38	22	22
39	23	23
40	24	24
41	25	25
42	26	26
43	27	27
44	28	28
45	29	29
46	30	30
47	31	31
48	32	32
49	33	33
50	34	34
51	35	35
52	36	36
53	37	37
54	38	38
55	39	39
56	40	40
57	41	41
58	42	42
59	43	43
60	44	44
61	45	45
62	46	46
63	47	47
64	48	48
65	49	49
66	50	50
67	51	51
68	52	52
69	53	53
70	54	54
71	55	55
72	56	56
73	57	57
74	58	58
75	59	59
76	60	60
77	61	61
78	62	62

79	63	63
80	64	64
81	65	65
82	66	66
83	67	67
84	68	68
85	69	69
86	70	70
87	71	71
88	72	72
89	73	73
90	74	74
91	75	75
92	76	76
93	77	77
94	78	78
95	79	79
96	80	80
97	81	81
98	82	82
99	83	83
100	84	84
101	85	85
102	86	86
103	87	87
104	88	88
105	89	89
106	90	90
107	91	91
108	92	92
109	93	93
110	94	94
111	95	95
112	96	96
113	97	97
114	98	98
115	99	99
116	100	100
117	101	101
118	102	102
119	103	103

120	104	104
121	105	105
122	106	106
123	107	107
124	108	108
125	109	109
126	110	110
127	111	111
128	112	112
129	113	113
130	114	114
131	115	115
132	116	116
133	117	117
134	118	118
135	119	119
136	120	120
137	121	121
138	122	122
139	123	123
140	124	124
141	125	125
142	126	126
143	127	127
144	128	128
145	129	129
146	130	130
147	131	131
148	132	132
149	133	133
150	134	134
151	135	135
152	136	136
153	137	
154	138	
155	139	
156	140	
157	141	
158	142	
159	143	
160	144	

161	145	
162	146	
163	147	
164	148	
165	149	
166	150	
167	151	
168	152	
169	153	
170	154	
171	155	
172	156	
173	157	

滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第23号

滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則（昭和32年滋賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「84号給」を「68号給」に、「48号給」を「32号給」に改める。

別表第1技能労務職員(1)の項を次のように改める。

技能労務職員(1)	高校卒	(1) 9号給
-----------	-----	---------

別表第1技能労務職員(2)の項中「(1) 25号給」を「(1) 9号給」に、「(1) 84号給」を「(1) 68号給」に改め、同表技能労務職員(3)の項中「(1) 5号給」を「(1) 1号給」に、「(1) 80号給」を「(1) 64号給」に改め、同表技能労務職員(4)の項中「特(1)42号給」を「特(1)26号給」に改め、同表技能労務職員(5)の項中「中学卒」を「高校卒」に改め、同表備考3中「(1)36号給」を「(1)20号給」に改め、同表備考4中「(1) 25号給」を「(1) 9号給」に、「(1) 84号給」を「(1) 68号給」に改める。

別表第2の表の部分を次のように改める。

職 種	号 給			
	学歴免許	9号給	21号給	33号給
技能労務職員(1)	高校卒	0	3	6

別表第2備考2中「それぞれの」を削る。

付 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和7年4月1日以後に新たに職員となり、滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和32年滋賀県規則第37号）第4条第1項に規定する技能労務職給料表の適用を受ける者（滋賀県技能労務職員の初任給等に関する規則別表第1備考1(2)から(4)までおよび備考2に規定する職員を除く。）のうち、その者の有する学歴免許等の資格が同規則第10条の規定によりその例によることとされる職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号）別表第2の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第24号

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員退職手当条例施行規則（昭和59年滋賀県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「就業手当または」を削る。

第26条第1項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第15号）に、同号ロ）を「第56条の3第1項第1号」に、「別記様式第15号の2）に、同号ロ）を「別記様式第15号）に、同号」に、「別記様式第15号の3」を「別記様式第15号の2」に改める。

別記様式第15号を削る。

別記様式第15号の2（表）中「再就職手当に相当する退職手当支給申請書」を

「再就職手当に相当する退職手当支給申請書
（必ず裏面の注意事項をよく読んでから記載してください。）」に、「事業主氏名
印」を「事業主氏名」に改め、同様式を別記様式第15号とする。

別記様式第15号の3（表）中「就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書」を

「就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
（必ず裏面の注意事項をよく読んでから記載してください。）」に、「事業主氏名
印」を「事業主氏名」に改め、同様式を別記様式第15号の2とする。

別記様式第16号（表）中「常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書」を「常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
（必ず裏面の注意事項をよく読んでから記載してください。）」に改め、「事業主氏名
印」を「事業主氏名」に改める。

付 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記様式第15号の2（表）、別記様式第15号の3（表）および別記様式第16号（表）の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。次項において同じ。）の施行の際現に提出され、または交付されている改正前の滋賀県職員退職手当条例施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の滋賀県職員退職手当条例施行規則の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第25号

滋賀県旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県旅費支給条例施行規則（昭和46年滋賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第3条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、または変更したとき。
 - (2) 条例第3条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第21条、第23条、第26条第2項、第27条、第34条および第36条に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡または傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、または変更したとき。
- 2 条例第3条第5項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃（家族移動料のうちこれらに相当する部分を含む。）もしくは渡航雑費として、またはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻しの手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額または所要の取消しの手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることが

できた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、渡航雑費または宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

- (2) 赴任に伴う住所または居所の移転のため支払った金額で、所要の払戻しの手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額または所要の取消しの手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額。ただし、その額は、内国旅行にあつてはその支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額および家族移転料(旅行雑費および着後手当に相当する部分を除く。)の額を、外国旅行にあつてはその支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料、着後手当(旅行雑費に相当する部分を除く。)および家族移転料(旅行雑費に相当する部分を除く。)の額をそれぞれ超えることができない。

- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第4条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に改め、同条中「の規定により支給する旅費の額」を「に規定する規則で定める金額」に、「の各号に掲げる額による」を「に掲げる金額とする」に改め、同条ただし書中「旅費」を「旅費額」に改め、同条第1号中「交通機関」を「交通手段」に、「乗船券等の切符類」を「乗船券、航空券等」に改め、「(以下「切符類」という。)」を削り、「以下この条」を「次号」に改め、同条第2号中「免がれた」を「免れた」に改め、「(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)」を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

(口頭による旅行命令等)

第5条の2 条例第4条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他の県から旅費の支給を受けないことが見込まれる場合とする。

- 2 旅行命令権者は、条例第4条第4項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、またはその変更をしたとき(前項に規定する場合を除く。)は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。

第12条から第15条までを削る。

第11条第1項中「別表第1の1備考1」を「別表の1備考1」に改め、「のうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第4号までに規定する地域手当の級地(次項において「特定級地」という。)」を削り、同条第2項中「別表第1の1備考1」を「別表の1備考1」に、「前項に規定する地域以外の地域で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市のうち、特定級地」を「川崎市、福岡市、広島市、千葉市、さいたま市、堺市および相模原市」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(外国旅行の宿泊に係る特別な事情)

第11条 条例第33条第2項ただし書に規定する規則で定める場合は、実費額が同項の宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 国際会議(これに準ずるものを含む。以下この号および次号において同じ。)において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 国際会議に出席するため知事もしくは副知事または議会の議長、副議長もしくは議員(以下この号において「知事等」という。)の外国旅行に同行する者が知事等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- (3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲および条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

第16条を第13条とする。

別表第2項第1号中「取消し」を「変更」に、「扶養親族」を「家族」に改め、同項第3号中「扶養親族」を「家族」に改め、同項第4号中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「扶養親族で」を「家族で」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県税規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第26号

滋賀県税規則等の一部を改正する等の規則

（滋賀県税規則の一部改正）

第 1 条 滋賀県税規則（昭和25年滋賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条の 3」を「第41条」に改める。

第 6 条の 2 第 1 項中「証紙」を「収納計器」に、「種別割および狩猟税」を「および種別割」に改め、「県税事務所等」の右に「、総務部総務事務・厚生課高島総務経理係（狩猟税に係る徴収金を納付する場合に限る。）」を加える。

第20条の15（見出しを含む。）中「証紙の売りさばきおよび」を削る。

第20条の16を次のように改める。

第20条の16 削除

第22条を削る。

第22条の 2（見出しを含む。）中「証紙の売りさばきおよび」を削り、同条を第22条とする。

第24条の次に次の 1 条を加える。

（商品中古自動車の種別割の減免）

第24条の 2 条例第73条の16第 1 項に規定する減免の申請に係る承認または不承認の通知は、商品中古自動車に係る自動車税種別割減免承認・不承認通知書によりする。

第41条を削り、第41条の 2 を第41条とし、第41条の 3 を削る。

別表 2 (67)の12の 3 の項中「第70条第 3 項」を「第70条第 2 項」に、「自動車税（環境性能割・種別割）領収済印」を「自動車税（環境性能割・種別割）納税済印」に改め、同表(67)の12の 4 の項および(67)の12の 5 の項を次のように改める。

(67)の12の 4 条例第70条第 3 項 および条例第73条の10第 6 項 の収納計器で表示する印影	自動車税（環境性能割・種別割） 別記様式第17号の32 滋賀県証紙代金収納印
(67)の12の 5 削除	

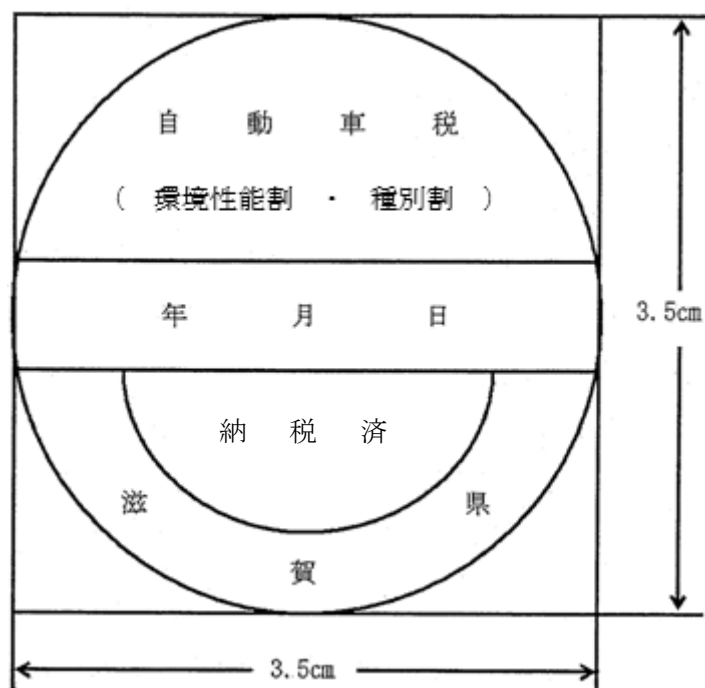
別表 2 (70)の項中「第73条の16」を「第73条の16第 2 項」に、「商品中古自動車に係る自動車税種別割減免申請（決定通知）書」を「商品中古自動車に係る自動車税種別割減免申請書」に改め、同項の次に次のように加える。

(70)の 2 第24条の 2 の通知書	商品中古自動車に係る自動車税種 別記様式第19号の13 別割減免承認・不承認通知書
----------------------	--

別表 3 (2)の項中「第41条の 2」を「第41条」に改め、同表(4)の項を削る。

別記様式第17号の30および別記様式第17号の31を次のように改める。

様式第17号の30



様式第17号の31 削除

別記様式第17号の33を次のように改める。

様式第17号の33 削除

別記様式第19号の12を次のように改める。

様式第19号の12

商品中古自動車に係る自動車税種別割減免申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県自動車税事務所長

(〒 -)
申請者 住所(所在地)

氏名(名称)および代表者の氏名

下記の商品中古自動車に係る自動車税の種別割の減免を受けるため滋賀県税条例第73条の16第2項の規定により申請します。

電話番号() -
担当者名

記

古物商許可番号											
所有者または使用者の氏名または名称											
所有者または使用者の住所または所在地											
No.	自動車登録番号					登録年月日	車台番号	展示場	調査		年度 課税額
									月日	結果	
	滋(賀)					・			・	現 帳	円
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	
	滋(賀)					・			・	現 帳	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第19号の12の次に次の1様式を加える。

様式第19号の13

商品中古自動車に係る自動車税種別割減免承認・不承認通知書

年 月 日

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）および代表者の氏名 様

記

所有者または使用者の氏名または名称					所有者または使用者の住所または所在地									
No.	自動車登録番号				登録年月日	車台番号	展示場	調査		4月または5月中の売却等		年度課税額	減免額	判定結果
								月日	結果	売却等の事由	事由発生日			
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・	円	円	承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
	滋（賀）				・ ・			・	現 帳	抹消・転出 その他（ ）	・			承認・不承認
通知欄	上記の申請に係る減免は、判定結果欄のとおりとしましたので通知します。 滋賀県自動車税事務所長 印													

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、滋賀県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第33号の4を削る。

(滋賀県自動車税証紙の売りさばき、収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正)

第2条 滋賀県自動車税証紙の売りさばき、収納計器の取扱い等に関する規則(昭和47年滋賀県規則第91号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則

本則(第2条第2項および第6条第1項を除く。)中「証紙売りさばき人」を「収納計器取扱人」に改める。

第1条中「の規定による自動車税の環境性能割および種別割の徴収のために県が発行する証紙(以下「証紙」という。)の売りさばきならびに同条例第70条第2項および第73条の10第5項」を削り、「証紙代金収納印」を「自動車税の環境性能割額および種別割額に相当する金額を表示した印影(以下「証紙代金収納印」という。)」に改める。

第2条第1項中「証紙売りさばきおよび収納計器取扱人」を「収納計器取扱人」に、「証紙の額面金額によつて証紙を売りさばき、および証紙の額面金額」を「自動車税の環境性能割額および種別割額」に改め、同条第2項中「証紙売りさばき人の」を「収納計器取扱人の」に、「自動車税(環境性能割・種別割)証紙売りさばき人指定申請書」を「自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱人指定申請書」に改め、同条第3項中「ならびに証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所」を「および証紙代金収納印押印所」に改める。

第3条第1項中「証紙の売りさばきおよび」を削る。

第4条(見出しを含む。)中「証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所」を「証紙代金収納印押印所」に改める。

第6条の見出し中「証紙および」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「表示された」を「入力された」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「常に証紙または」を削り、「備え置き」を「常備し」に改め、「証紙の売りさばきまたは」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第7条の見出し中「証紙および」を削り、同条中「証紙受払簿(別記様式第4号)および」および「証紙および」を削る。

第8条の見出し中「証紙受払報告書および」を削り、同条中「証紙受払報告書(別記様式第6号)および」を削る。

第9条中「表示された」を「入力された」に改める。

第11条の見出し中「証紙および」を削り、同条中「消印された証紙または」を削り、「もしくはき損した証紙もしくは」を「または毀損した」に改める。

第12条の見出しを「(収納計器取扱手数料)」に改め、同条第1項中「証紙の額面金額および」を削り、「表示された」を「入力された」に、「証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料」を「収納計器取扱手数料」に改め、同条第2項中「証紙または」を削り、同条第3項中「自動車税(環境性能割・種別割)証紙売りさばき手数料請求書(別記様式第10号)または」を削り、「別記様式第10号の2」を「別記様式第10号」に改める。

第13条第1項中「証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料」を「収納計器取扱手数料」に改める。

第14条の見出しおよび同条第1項中「証紙および」を削り、同条第2項中「証紙または」を削り、「「証紙等」という」を「同じ」に改め、同条第3項中「証紙等の」を「始動票札の」に、「証紙の額面金額および始動票札」を「始動票札」に、「額の合計額」を「額」に改め、同項第1号中「証紙等」を「始動票札」に、「証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料」を「収納計器取扱手数料」に改め、同項第2号中「証紙等」を「始動票札」に改め、「売りさばいた証紙の額面金額および」を削り、「表示された」を「入力された」に改め、「の合計額」を削り、「証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料」を「収納計器取扱手数料」に改める。

第15条の見出し中「証紙の売りさばきおよび」を削り、同条中「証紙の売りさばきおよび」を削り、「証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所」を「証紙代金収納印押印所」に改め、「証紙、」を削る。

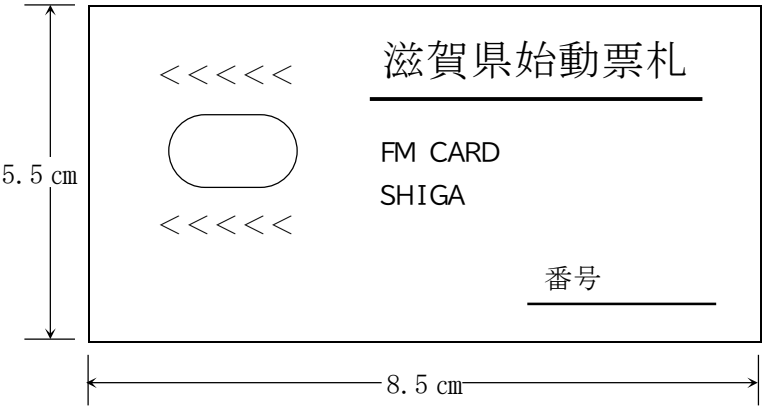
第16条中「、証紙」を削る。

別記様式第1号中「自動車税(環境性能割・種別割)証紙売りさばき人指定申請書」を「自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱人指定申請書」に、「自動車税(環境性能割・種別割)証紙売りさばき人の」を「自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱人の」に、「滋賀県自動車税証紙の売りさばき、収納計器の取扱い等に関する規則」を「滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則」に、「証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所」を「証紙代金収納印押印所」に改める。

別記様式第2号から別記様式第4号までを次のように改める。

様式第2号 削除

様式第 3 号（第 6 条関係）



様式第 3 号の 2（第 6 条関係）

自動車税（環境性能割・種別割）始動票札交付請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

収納計器取扱人 住所（所在地）
氏名（名 称）

次のとおり始動票札の交付を請求します。

交付請求額 万円

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

様式第4号 削除

別記様式第5号中「売 り さ ば き 人」を「収 納 計 器 取 扱 人」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

別記様式第7号中「証紙売りさばき人」を「収 納 計 器 取 扱 人」に改める。

別記様式第8号中「証紙売りさばき人」を「収 納 計 器 取 扱 人」に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第12条関係）

自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱手数料請求書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

収納計器取扱人 住所（所在地）
氏名（名 称）

次のとおり収納計器取扱手数料を請求します。

請 求 金 額		円
内 訳	手 数 料	円
	消 費 税	円
金 額		率
円		円
円		円
合 計		円

上記の請求金額を受領しました。
年 月 日

収納計器取扱人 住所（所在地）
氏名（名 称）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第10号の2を削る。

別記様式第11号中「証紙売りさばき人」を「 収納計器取扱人」に、「滋賀県自動車税証紙の売りさばき、収納計器の取扱い等に関する規則」を「滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則」に、

「

証紙売りさばきおよび収納計器取扱手数料 の率	㊦
---------------------------	---

を

「

収納計器取扱手数料の率	㊦
-------------	---

に改める。」

（滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき等に関する規則の廃止）

第3条 滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき等に関する規則（昭和37年滋賀県規則第47号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県税規則第24条の次に1条を加える改正規定、同規則別表2(70)の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、同規則別記様式第19号の12の改正規定および同様式の次に1様式を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

（滋賀県自動車税証紙の売りさばき、収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行前に第2条の規定による改正前の滋賀県自動車税証紙の売りさばき、収納計器の取扱い等に関する規則（以下「旧自動車税規則」という。）第2条第1項に規定する証紙売りさばき人（以下「証紙売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（消印されたものまたは著しく汚染し、もしくは毀損したものを除く。以下同じ。）を保有する者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和12年9月30日までの間に限り、これを知事に返還して当該証紙の額面金額に相当する額の還付を受けることができる。
- 3 この規則の施行の際現に証紙売りさばき人である者は、証紙売りさばき人として保有する証紙を施行日以後遅滞なく知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和12年9月30日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額に相当する額から当該証紙の売りさばきに対して交付された手数料の額を控除して得た額を還付するものとする。
- 4 この規則の施行の際現に証紙売りさばき人である者は、第2条の規定による改正後の滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則第2条第1項に規定する収納計器取扱人とする。
- 5 この規則の施行の際現にある旧自動車税規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
- （滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき等に関する規則の廃止に伴う経過措置）
- 6 この規則の施行前に県または第3条の規定による廃止前の滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき等に関する規則（以下「旧狩猟税規則」という。）第4条第1項の規定による指定を受けた売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙を保有する者は、施行日から令和12年9月30日までの間に限り、これを知事に返還して当該証紙の額面金額に相当する額の還付を受けることができる。
- 7 この規則の施行の際現に売りさばき人である者は、売りさばき人として保有する証紙を施行日以後遅滞なく知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和12年9月30日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額に相当する額を還付するものとする。
- 8 この規則の施行前に売りさばき人が売りさばいた証紙に係る旧狩猟税規則第8条の規定による売りさばき手数料の交付については、なお従前の例による。

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第27号

滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第188条」を「第188条の2」に改める。

第3条第1項第5号中「（地方機関における第156条に規定する重要物品の不用決定を除く。）」を削り、同条第

2項を削る。

第79条第1項中「および公金振替書の発行」を削る。

第99条第2項に次の1号を加える。

(15) 自動車の燃料の購入に要する経費

第161条に次の1項を加える。

3 生産品調書または生産品報告および処分調書以外の帳票を作成する場合において、会計管理者の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、当該帳票の作成をもつて生産品調書または生産品報告および処分調書の作成に代えることができる。この場合において、当該帳票は、生産品調書または生産品報告および処分調書とみなす。

第162条に次の1項を加える。

2 生産品調書以外の帳票を作成する場合において、会計管理者の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該帳票の作成をもつて生産品調書の作成に代えることができる。この場合において、当該帳票は、生産品調書とみなす。

第5章中第188条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録による作成等)

第188条の2 この規則の規定により作成、添付その他の行為(以下この項において「作成等」という。)をすることとされている証拠書類については、別に定めるところにより、当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成等をもつて、当該証拠書類の作成等に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該証拠書類とみなす。

第219条第1項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第219条の2第2項第1号、第223条第1号および第246条第1項ただし書中「100万円」を「200万円」に改める。

第258条第1項中「よるものとし、その手続は、第256条第2項の規定に準じなければならない」を「より会計管理者または歳入歳出外現金を出納および保管する出納員に合議をしなければならない」に改める。

第259条中「歳入歳出外現金を出納および保管する出納員(次条において「出納員」という。)」を「前条第1項に規定する出納員」に改める。

第260条中「前条」を「第258条第1項」に改める。

第268条ただし書中「時期に」の右に「書面検査または実地検査の方法により」を加える。

別表第1出納員の表第2条第4号に規定する地方機関の部中「次長(会計課が設置される署にあつては、会計課長)」を「会計課長」に改め、別表第1現金取扱員の表第2条第4号に規定する地方機関の部中「(執務時間外にあつては、滋賀県警察における処務に関する訓令(昭和34年滋賀県警察本部訓令第2号)第97条第1項に規定する当直責任者)」を削る。

別記様式第11号中「滋賀県会計管理者 印」を「滋賀県会計管理者 」に改める。

別記様式第11号の2中「滋賀県会計管理者 印」を「滋賀県会計管理者 」に改める。

別記様式第42号および別記様式第42号の2中「滋賀県会計管理者 印」を「滋賀県会計管理者 」に改める。

別記様式第45号中「滋賀県会計管理者 印」を「滋賀県会計管理者 」に改める。

別記様式第46号中「滋賀県会計管理者 印」を「滋賀県会計管理者 」に改める。

別記様式第50号(その3)中「滋賀県会計管理者(出納員) 印」を「滋賀県会計管理者(出納員) 」に改める。

別記様式第50号(その3)中「滋賀県指定金融機関 印」を「滋賀県指定金融機関 」に改める。

別記様式第86号および別記様式第89号中「 印」を「 」に改める。

別記様式第105号(その1)中「100万円」を「200万円」に改める。

別記様式第106号備考2中「、茶」を削る。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第28号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則（平成16年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表建築基準法（昭和25年法律第201号）の項の次に次のように加える。

建築士法（昭和25年法律第202号）	第23条の 5 第 1 項および第 2 項
--------------------	-----------------------

別表社会福祉法（昭和26年法律第45号）の項の次に次のように加える。

養蜂振興法（昭和30年法律第180号）	第 3 条第 1 項および第 3 項ならびに第 4 条第 1 項
---------------------	----------------------------------

別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の項および滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年滋賀県規則第54号）の項を次のように改める。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第 5 条第 1 項から第 7 項まで、第12条および第14条第 1 項第 2 号
滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年滋賀県規則第47号）	第 5 条の 2 および第 8 条

別表滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）の項の次に次のように加える。

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成 6 年滋賀県条例第42号）	第23条第 1 項ただし書
---	---------------

別表滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例（平成 3 年滋賀県条例第18号）の項の次に次のように加える。

滋賀県みつばち転飼条例（昭和31年滋賀県条例第 2 号）	第 3 条第 1 項
------------------------------	------------

別表滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）の項中「第15条の 2 第 3 項および第 4 項」を「第15条の 2 第 2 項、第 4 項および第 5 項第 1 号、第15条の 3 第 5 項（第15条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）ならびに第15条の 4 第 3 項」に改め、同項の次に次のように加える。

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成 8 年滋賀県条例第44号）	第 4 条第 1 項
---	------------

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規定に基づく手続等（滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第 2 条第11号に規定する手続等をいう。）については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (1) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第69号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 2 条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第21条第 1 項の規定
- (2) 滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（令和 7 年滋賀県規則第35号）付則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による改正前の滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年滋賀県規則第54号）第 8 条（同規則付則第 2 項において準用する場合を含む。）および第 9 条（同項において準用する場合を含む。）の規定

滋賀県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第29号

滋賀県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

滋賀県庁舎等管理規則(平成24年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の右に「、法令その他別に定めるもののほか」を加える。

第2条第2号中「および大津合同庁舎」を「、合同庁舎およびその他の庁舎」に改め、同条第3号中「)第3条に規定する本庁」を「。以下「組織規則」という。)第3条に規定する本庁(以下「本庁」という。)およびその他の機関(以下「その他の機関」という。)」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 合同庁舎 次に掲げるものをいう。

ア 大津合同庁舎

イ 南部合同庁舎

ウ 甲賀合同庁舎(青土ダム管理事務所を含む。以下同じ。)

エ 東近江合同庁舎(日野川ダム管理事務所を含む。以下同じ。)

オ 湖東合同庁舎(宇曽川ダム管理事務所を含む。以下同じ。)

カ 湖北合同庁舎(姉川ダム管理事務所を含む。以下同じ。)

キ 木之本合同庁舎(余呉川管理事務所を含む。以下同じ。)

ク 高島合同庁舎(石田川ダム管理事務所を含む。以下同じ。)

(5) その他の庁舎 本庁、組織規則第3条に規定する地方行政機関(以下「地方行政機関」という。)およびその他の機関ならびに滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号)第3条第1項に規定する学校以外の教育機関において、日常の事務または事業の用に供する建物および工作物(建物または工作物の一部を当該用に供する場合にあつては、当該建物または工作物の一部)のうち、本庁舎、公館および合同庁舎以外のものをいう。

第3条の見出しを「(県庁舎等管理責任者)」に改め、同条第1項中「総括する」を「監督する」に、「総括管理者を置き、総務部長の職にある者をもって充てる」を「、別表第1に定めるところにより、各県庁舎等に県庁舎等管理責任者を置く」に改め、同条第2項中「総括管理者」を「県庁舎等管理責任者」に改める。

第4条第1項中「ため」の右に「、別表第1に定めるところにより、各県庁舎等に」を加え、「置き、総務部総務課長の職にある者をもって充てる」を「置く」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、県庁舎等管理責任者は、県庁舎等管理者を兼ねることができる。

第5条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、県庁舎等管理者が、その必要がないと認めるときは、室管理者を置かないことができる。

第5条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「に協力する」を「を補助する」に改め、同項第2号中「整頓」を「整頓^{とん}」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により室管理者を置かない室については、県庁舎等管理者が直接これを管理するものとする。

第7条第3項中「および前2項の規定による」を「ならびに」に、「県庁舎等管理者」を「県庁舎等管理責任者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定により難い場合における県庁舎の出入口の開閉時刻については、県庁舎等管理責任者が別に定めることができる。

第8条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為(県庁舎等の秩序を乱し、または公務の円滑な遂行を妨げ、もしくは職員等および来庁者の権利を侵害するおそれのないものとして県庁舎等管理責任者が別に定めるもの(以下「特定撮影等」という。))を除く。)をすること。

第8条の次に次の1条を加える。

(特定撮影等により作成されたものの目的外使用の禁止)

第8条の2 県庁舎等において特定撮影等を行う者は、当該特定撮影等の目的以外の目的のためにみだりに当該特定撮影等により作成されたものの発信その他の使用をしてはならない。

第9条第1項ただし書中「県庁舎等管理者が」を削り、「特に定めた場合」を「県庁舎等管理責任者が別に定めるものについて」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げるもののほか、県庁舎等の管理上県庁舎等管理者が制限する必要があると認める行為をすること。

第9条第2項を次のように改める。

2 前項の承認を受けようとする者は、県庁舎等管理責任者が別に定めるところにより、県庁舎等管理者に申請しなければならない。

第 9 条第 3 項中「承認申請書の提出」を「申請」に、「これを承認し、承認申請書の副本に承認印を押印して申請者に交付する」を「県庁舎等管理責任者が別に定めるところにより、第 1 項の承認をする」に、「第 1 項の」を「その」に改め、同条第 4 項第 1 号中「承認申請書に」を「規定による申請に関し」に、「記載」を「申請」に改め、同項第 2 号中「承認申請書に記載された」を「規定による申請の」に改める。

第 12 条中「使用する者」の右に「、第 8 条第 9 号に規定する特定撮影等を行う者」を加え、「行った」を「行う」に、「県庁舎に」を「県庁舎等に」に、「ならびに美観の保持」を「、美観の保持その他県庁舎等の管理」に改める。

第 13 条第 1 項中「県庁舎等管理者」の右に「または室管理者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、室管理者にあつては、その管理する室またはその利用する県庁舎等における秩序の維持、火災および盗難の防止、美観の保持その他当該室または当該県庁舎等の管理のために必要な場合に限るものとする。

第 13 条第 1 項第 1 号中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「県庁舎等管理者」の右に「または室管理者」を加え、「室管理者その他」を削り、同条第 4 項を削る。

別表知事の事務部局が使用する室の項中「知事の事務部局」を「本庁」に、「行政組織規則第 4 条第 1 項に定める課もしくは局もしくは同条第 2 項に定める室」を「特定課等」に、「同規則」を「組織規則」に改め、「2 以上の課または室が使用する室および」を削り、同表地方行政機関が使用する大津合同庁舎内の室の項中「大津合同庁舎内の」を削り、「長」の右に「。ただし、県庁舎等管理者が指定する室にあつては、県庁舎等管理者が指定する者」を加え、同項の次に次のように加える。

その他の機関が使用する室	当該室を使用するその他の機関の長。ただし、県庁舎等管理者が指定する室にあつては、県庁舎等管理者が指定する者
--------------	---

別表教育委員会および教育委員会事務局が使用する室の項中「長」の右に「。ただし、県庁舎等管理者が指定する室にあつては、県庁舎等管理者が指定する者」を加え、同表を別表第 2 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

区分		県庁舎等管理責任者	県庁舎等管理者
本庁舎		総務部長	総務部総務課長
公館			
大津合同庁舎			
南部合同庁舎		南部土木事務所長	県庁舎等管理責任者が指定する者
甲賀合同庁舎		甲賀土木事務所長	
東近江合同庁舎		東近江土木事務所長	
湖東合同庁舎		湖東土木事務所長	
湖北合同庁舎		長浜土木事務所長	
木之本合同庁舎			
高島合同庁舎		高島土木事務所長	
その他の庁舎	組織規則第 4 条第 1 項に定める課もしくは局または同条第 2 項に定める室（以下「特定課等」という。）が使用するその他の庁舎	当該特定課等が置かれている課または局の長	
	地方行政機関またはその他の機関が使用するその他の庁舎	当該地方行政機関またはその他の機関の長	

注 2 以上の特定課等、地方行政機関またはその他の機関が使用するその他の庁舎に係る県庁舎等管理責任者については、関係機関の長が協議して定めるものとする。

別記様式を削る。

付 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の第 9 条第 2 項の規定により承認申請書の提出があった場合における同条第 1 項の承認については、なお従前の例による。

滋賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第30号

滋賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

滋賀県中小企業高度化資金貸付規則(平成2年滋賀県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第5条第5項第2号中「または第3号」を「、第3号または第5号」に、「中小企業経営革新支援法」を「中小企業等経営強化法」に、「第5条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項第3号中「第2号」の右に「、第3号、第5号」を加え、同項第5号中「。以下「小売振興法」という。」を削り、同項第6号中「中小企業流通業務効率化促進法(平成4年法律第65号)第5条第2項」を「物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)第7条第2項」に、「認定計画」を「認定総合効率化計画」に改め、同項第8号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「。以下「中心市街地活性化法」という。)第21条第2項」を「)第7条第7項」に、「認定中小小売商業高度化事業計画」を「中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同項第9号および第10号を次のように改める。

(9)および(10) 削除

第5条第5項第11号中「中心市街地活性化法第17条第2項」を「中心市街地の活性化に関する法律第7条第8項」に、「認定特定事業計画」を「特定商業施設等整備事業または同条第10項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 削除

第5条第5項第14号中「小売振興法」を「中小小売商業振興法」に改め、同項第15号中「もしくは」を「または」に改め、「またはエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業」を削り、同項第16号および第17号中「小売振興法」を「中小小売商業振興法」に改める。

第21条第1項第3号ただし書中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)第42条第1項」を「産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第135条第1項」に改める。

別表経営革新計画承認グループ事業の項中「中小企業経営革新支援法第4条第1項」を「中小企業等経営強化法第14条第1項の承認を受けた同法第2条第5項」に、「中小企業者等」を「特定事業者」に改め、同表下請振興事業計画承認グループ事業の項中「に規定する特定下請組合等」を「の承認を受けた同項に規定する下請事業者等」に改め、同表連鎖化事業の項を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第31号

滋賀県建設工事執行規則の一部を改正する規則

滋賀県建設工事執行規則(昭和58年滋賀県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100万円」を「200万円」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第32号

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築基準法等施行細則(平成6年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(中間検査申請書に添付する書類)

第 8 条 省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物で、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 46 条第 4 項の適用を受けるものに係る中間検査の申請をする場合にあっては、次に掲げる書類（当該建築物に係る省令第 1 条の 3 第 1 項（省令第 3 条の 3 第 1 項および第 8 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。）の確認の申請書に添付したものを除く。）

ア 筋かいの位置および種類ならびに通し柱の位置を明示した図書

イ 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材およびそれらの接合方法を明示した図書

ウ 政令第 46 条第 4 項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った計算の結果およびその算出方法を記載した書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第 24 条の 2 第 1 項中「」による認定」の右に「（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 44 の規定により読み替えて適用される法第 55 条第 4 項第 2 号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定を含む。）」を加える。

第 25 条第 1 号中「第 6 条第 1 項第 4 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号」に改める。

別記様式第 22 号中 「建築主事 印」 を 「建築主事 建築副主事 印」 に改める。

別記様式第 25 号中 「建築主事 印」 を 「建築主事 建築副主事 印」 に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県建築基準法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第 33 号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成 18 年滋賀県規則第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「第 12 条第 6 項」を「第 11 条第 6 項」に、「第 13 条第 7 項」を「第 12 条第 7 項」に、「第 1 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に、「第 2 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に、「第 25 条第 1 項」を「第 18 条第 2 項」に、「第 35 条第 8 項」を「第 30 条第 8 項」に、「第 12 条第 3 項」を「第 11 条第 3 項」に、「第 6 条各号」を「第 8 条各号」に、「第 7 条第 5 項」を「第 9 条第 5 項」に改める。

別記様式第 2 号中 「滋賀県知事 印」 を 「滋賀県知事 土木事務所長 印」 に改める。

別記様式第 3 号中 「建築主事 印」 を 「建築主事 建築副主事 印」 に改める。

別記様式第 4 号、別記様式第 5 号、別記様式第 7 号および別記様式第 8 号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第 34 号

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年滋賀県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号および別記様式第2号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第3号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事」に改める。

別記様式第4号中「建築主事 印」を「建築主事
建築副主事 印」に改める。

別記様式第8号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事」に改める。

別記様式第9号、別記様式第10号、別記様式第12号から別記様式第15号まで、別記様式第17号、別記様式第19号および別記様式第20号の規定中「係員印」を「係員氏名」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第35号

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成28年滋賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第11条」を「第13条」に、「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」および「非住宅部分に係る部分のうち、」を削り、同条第2項中「第3条」を「第5条」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書」に改める。

第4条の見出し中「特定建築物」を「法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物」に改め、同条中「第17条第1項」を「第15条第1項」に、「よる特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況」を「よる法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項」に、「特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況に関する報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定に基づく報告書」に改める。

第5条の見出し中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為または要通知特定建築行為」に改め、同条中「第12条第3項」を「第11条第3項」に、「第13条第4項」を「第12条第4項」に、「係る特定建築行為」を「係る要確認特定建築行為または要通知特定建築行為」に、「特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書」を「要確認特定建築行為または要通知特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書」に改める。

第7条から第9条までを次のように改める。

第7条から第9条まで 削除

第10条の見出し中「建築物エネルギー消費性能向上計画等」を「建築物エネルギー消費性能向上計画」に改め、同条第1項中「第23条第1項および第30条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第2項中「第35条第2項」を「第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)」に改める。

第11条の見出し中「第35条第3項」を「第30条第3項」に改め、同条第1項中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第2項中「第35条第3項」を「第30条第3項」に改める。

第12条中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「および第41条第2項」を削る。

第13条第1項中「法第37条」を「法第32条」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定に基づく報告書」に改め、同条第2項を削る。

第14条の見出し中「建築物エネルギー消費性能向上計画等」を「建築物エネルギー消費性能向上計画」に改め、同条第1項中「第39条」を「第34条」に改め、同条第2項を削る。

第15条第1項中「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に、「第27条」を「第26条」に、「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、同条第2項中「第26条」を「第25条」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微変更該当証明書」に改める。

第19条の見出し中「建築物エネルギー消費性能向上計画等認定証明書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明書」に改め、同条中「第34条第1項もしくは第36条第1項または第41条第1項」を「第29条第1項または第31条第1項」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画等認定証明書交付請求書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明書交付請求書」に改める。

第20条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「および法第41条第1項」を削る。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

別記様式第1号中「第11条」を「第13条」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、「同令第3条」を「同令第5条」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書」

に、「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、「第3条の」を「第5条の」に改める。

別記様式第3号中「特定建築物の設計および施工ならびに構造および設備の状況に関する報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定に基づく報告書」に、「特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準」を「建築物の建築物エネルギー消費性能基準」に、「第17条第1項」を「第15条第1項」に、「特定建築物の位置」を「建築物の位置」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第4号中「特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書」を「要確認特定建築行為または要通知特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書」に、「第12条第3項(第13条第4項)」を「第11条第3項(第12条第4項)」に、「係る特定建築行為」を「係る要確認特定建築行為または要通知特定建築行為」に、「特定建築物」を「建築物」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第5号から別記様式第7号までを次のように改める。

様式第5号から様式第7号まで 削除

別記様式第8号中「様式第33第5面または様式第37第3面」を「様式第27第4面」に改める。

別記様式第9号中「第35条第3項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「同項」を「同条第3項」に、「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第10号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に、

「第35条第1項 第36条第2項において準用する第35条第1項」を「第30条第1項 第31条第2項において準用する第30条第1項」に改める。

別記様式第11号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定に基づく報告書」に、「第37条の規定により」を「第32条の規定により」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

別記様式第13号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に、「第39条」を

「第34条」に改め、同様式注1中「第35条第4項」を「第30条第4項」に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

別記様式第15号中「第29条」を「第28条」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、「第26条」を「第25条」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第16号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当

証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微変更該当証明書」に、「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、「第26条」を「第25条」に改める。

別記様式第17号(第1面)中「係員印」を「係員氏名」に改める。
別記様式第18号中「係員印」を「係員氏名」に改め、同様式注3中「第35条第4項」を「第30条第4項」に改める。
別記様式第19号中「係員印」を「係員氏名」に改める。
別記様式第20号中「建築物エネルギー消費性能向上計画等認定証明書交付請求書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明書交付請求書」に改め、同様式(第1面)中「建築物エネルギー消費性能向上計画等認定証明書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定証明書」に、

証明の種類および件数	☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(計画変更認定)	件	を
	☐ 建築物のエネルギー消費性能の認定	件	
	手数料 1件につき 円× 件＝	円	

証明の種類および件数	☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(計画変更認定)	件	に
	☐ 建築物のエネルギー消費性能の認定	件	
	手数料 1件につき 円× 件＝	円	

改め、同様式(第2面)中

1 認定の種類	☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 ☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定 ☐ 建築物エネルギー消費性能の認定	を
---------	--	---

1 認定の種類	☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 ☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	に
---------	--	---

改める。

- 付 則
- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
 - この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
 - 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に規定する講ずべき措置に係る改正前の滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に規定する事務については、なお従前の例による。

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第36号

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年滋賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項第2号中「第12条第6項」を「第11条第6項」に、「第13条第7項」を「第12条第7項」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」に、「第2条第1項」を「第4条第1項」に、「第7条第1項」を「第9条第1項」に、「第25条第1項」を「第18条第2項」に、「第35条第8項」を「第30条第8項」に、「第12条第3項」を「第11条第3項」に、「第6条各号」を「第8条各号」に、「第7条第5項」を「第9条第5項」に改める。
別記様式第2号中 「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に改める。
別記様式第2号の2中「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第3号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に改める。

別記様式第4号から別記様式第6号までの規定中「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第7号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第37号

滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年滋賀県規則第31号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削る。

別記様式第1号中「 印」を「市町長 」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第3号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第4号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に改める。

別記様式第5号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第6号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に改める。

別記様式第7号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「係員印」を「係員氏名」に改める。

別記様式第8号中「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事 土木事務所長 印」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削る。

別記様式第9号から別記様式第11号までの規定中「係員印」を「係員氏名」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第38号

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走事業会計規則（平成29年滋賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 自動車の燃料の購入に要する経費

第100条第1項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第108条第1項中「第22条の5」を「第22条の4」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第39号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則（平成31年滋賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項に次の1号を加える。

(13) 自動車の燃料の購入に要する経費

第102条第1項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第110条第1項中「第22条の5」を「第22条の4」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓

令

滋賀県訓令第5号

滋賀県公印規程（昭和55年滋賀県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第10条第3項中「文書、」を「文書は、」に改める。

別表第1中

第8号 削除	
第9号 滋賀県知事印（焼印）	総務課長

を

第8号 同	総務事務・厚生課長
第9号 同（焼印）	総務課長

に

改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第6号

滋賀県税事務取扱規程（昭和35年滋賀県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

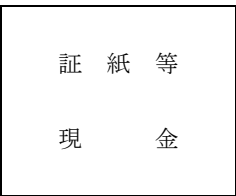
滋賀県知事 三日月 大造

第27条第1項第2号中「証紙の貼付」を「納税済印」に改める。

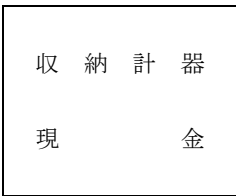
第35条第1項中「手数料」の右に「（地方自治法第231条の2の2の規定により納付が委託された手数料を除く。）」を加える。

第53条の2の見出し中「証紙貼付」を「証紙代金収納印押印」に改め、同条第1項中「第2項ならびに」を削る。

別記様式第25号の3中



を



に改める。

別記様式第52号中

「

証紙売払代金

」

を

「

始動票札売払代金

」

に改める。

別記様式第91号の2中「申告書処理状況、

証紙貼付 証紙代金収納印押印

実績集計表」を「申告書処理状況、証紙代金

収納印押印実績集計表」に、

「

証紙等の金額		件数	証紙等の金額
--------	--	----	--------

」

を

「

金		件数	金
---	--	----	---

」

に、

「

証紙等納付件数 (イ+ロ+ハ)

」

を

「

納付件数 (イ+ロ+ハ)

」

に、「証紙貼付、証紙代金収納印押印実績集計表」を「証紙代金収納印押印実績

集計表」に、

「

証紙等 集計額
A

」

を

「

集計額
A

」

に改める。

別記様式第91号の3中「自動車税(環境性能割・種別割)・

証紙貼付 証紙代金収納印押印

実績簿」を「自動車税
(環境性能割・種別割)・証紙代金収納印押印実績簿」に、

「

証紙等集計額
A

」

を

「

集計額
A

」

に改める。

別記様式第91号の4中「自動車税(環境性能割・種別割)・

証紙貼付 証紙代金収納印押印

実績報告書(公金振替要

求書)」を「自動車税(環境性能割・種別割)・証紙代金収納印押印実績報告書」に、「証紙貼付・証紙代金

収納印押印実績」を「証紙代金収納印押印実績」に改める。

別記様式第98号を次のように改める。

狩 猟 登 録 者 調

(年 月 日)

免許の区分	免許証交付年月日	登録証番号	住 所	職 業	氏 名	税 額	備 考
第 一 種 網 わ な 第 二 種	年 月 日	号				円	
第 一 種 網 わ な 第 二 種	年 月 日	号				円	
第 一 種 網 わ な 第 二 種	年 月 日	号				円	

付 則

- 1 この訓令は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、第35条第 1 項の改正規定は、同年 3 月31日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の滋賀県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第138号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成 19年滋賀県規則第15号）第 3 条の規定による知事が指定する区域を次のとおり指定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

指定する区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部住宅課および近江八幡市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第139号

昭和43年滋賀県告示第247号（滋賀県知事印および滋賀県印の種類、形状、寸法、使用区分および管守区分）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第 3 号滋賀県知事印の項の表主用途の項中「（高等技術専門校を除く。）」を削り、「南部合同庁舎」の右に「および湖北合同庁舎」を加える。

第 5 号滋賀県知事印の項の表主用途の項中「ならびに高等技術専門校」を「および高等技術専門校」に改める。
第 7 号滋賀県知事印の項の次に次のように加える。



呼 称	第 8 号滋賀県知事印
寸 法	27ミリメートル平方
字 体	古てん書
主用途	湖北合同庁舎に所在する地方機関の長等および本庁の係の係長ならびに看護専門学校、東北部工業技術センターおよび高等技術専門校の長等の専決事項に係る公文書用（他の滋賀県知事印の項の表主用途の項に掲げる用途に該当するものを除く。）
管 守	総務事務・厚生課

付 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県告示第140号

昭和47年滋賀県告示第526号（証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

「滋賀県自動車税証紙の売りさばき、収納計器の取扱い等に関する規則」を「滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則」に、「証紙売りさばき人」を「収納計器取扱人」に、「証紙売りさばきおよび証紙代金収納印押印所」を「証紙代金収納印押印所」に改める。

付 則

この告示は、令和 7 年10月 1 日から施行する

滋賀県告示第141号

昭和40年滋賀県告示第359号（滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定）は、令和7年9月30日限り廃止する。
令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第142号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱（昭和59年滋賀県告示第211号）の一部を次のように改正する。
令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第5条第1号中「もしくは(5)に該当する融資対象者に係るものまたは同表資金使途の欄借換資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(1)イもしくはウに該当する融資対象者に係るもの（以下「伴走支援型資金」という。）および同表資金使途の欄設備資金もしくは運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(6)」を削り、「同表融資対象者の欄(1)エ」を「同表融資対象者の欄(1)イ」に改める。

第7条第2項中「、短期事業資金（別表第4項の表資金使途の欄原油価格・物価高騰対応資金に該当する資金に限る。）」を削る。

第11条第1項および第11条の2第1項中「伴走支援型資金および」を削る。

別表第1項の表融資利率の欄中「年1.5%」を「年1.7%」に、「年1.45%」を「年1.65%」に、「年1.25%」を「年1.45%」に改める。

別表第2項の表資金使途の欄中「伴走支援型資金の融資を受けている者のうち、新型コロナウイルス感染症対応資金から借り換える者および」を削り、同表融資対象者の欄中

「(4) 中小企業信用保険

法第2条第5項第4

号または第5号の規

定に該当する者とし

て市町村長の認定を

受けた者であつて、

信用保証協会の伴走

支援型特別保証を付

けて事業資金を調達

する者

(5) 次のいずれかに該

当する者であつて、

信用保証協会の伴走

支援型特別保証を付

けて事業資金を調達

する者

ア 最近1か月間の

売上高が前年同月

に比して5%以上

減少している者

イ 次のいずれかに

該当する者

(7) 最近1か月間

の売上高総利益

率が前年同月に

比して5%以上

減少している者

(イ) 最近1か月間

の売上高総利益

率が直近の決算

「(4) 金融機関および認
定経営革新等支援機
関（中小企業等経営
強化法第31条第2項
に規定する認定経営
革新等支援機関をい

に、

に比して 5 % 以上減少している者

- (ウ) 直近の決算の売上高総利益率が直近の決算の前期に比して 5 % 以上減少している者

- (エ) 最近 1 か月間の売上高営業利益率が前年同月に比して 5 % 以上減少している者

- (オ) 最近 1 か月間の売上高営業利益率が直近の決算に比して 5 % 以上減少している者

- (カ) 直近の決算の売上高営業利益率が直近の決算の前期に比して 5 % 以上減少している者

- (6) 金融機関および認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者」

「イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号の規定に該当する者として市町村長の認定を受けた者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

ウ 次のいずれかに該

う。以下同じ。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者」

当する者であつて、
信用保証協会の伴走
支援型特別保証を付
けて事業資金を調達
する者

(7) 最近1か月間の
売上高が前年同月
に比して5%以上
減少している者

(4) 次のいずれかに
該当する者

a 最近1か月間
の売上高総利益
率が前年同月に
比して5%以上
減少している者

b 最近1か月間
の売上高総利益
率が直近の決算
に比して5%以
上減少している
者

c 直近の決算の
売上高総利益率
が直近の決算の
前期に比して5
%以上減少して
いる者

d 最近1か月間
の売上高営業利
益率が前年同月
に比して5%以
上減少している
者

e 最近1か月間
の売上高営業利
益率が直近の決
算に比して5%
以上減少してい
る者

f 直近の決算の
売上高営業利益
率が直近の決算
の前期に比して
5%以上減少し
ている者

エ 金融機関および認
定経営革新等支援機
関の支援を受けつ
つ、自ら事業計画の

「イ 金融機関および認
定経営革新等支援機
関の支援を受けつつ、
自ら事業計画の策定
ならびに計画の実行
および進捗の報告を
行う者」
を に改め、同表融資限度額の欄中

策定ならびに計画の
実行および進捗の報
告を行う者」

「、伴走支援型資金の融資を受ける者にあつては借換資金と合算して 1 億円以内」を削り、「伴走支援型資金の融資を受ける者にあつては設備資金および運転資金と合算して 1 億円以内（増額分を含む。）」、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては」を「経営力強化資金の融資を受ける者にあつては、」に改め、同表融資利率の欄中「年 1.0%」を「年 1.2%」に、「年 1.5%」を「年 1.7%」に改め、「伴走支援型資金または」を削り、同表融資期間の欄中「および融資対象者の欄(5)に該当する者」を削り、「融資対象者の欄(1)ウまたはエ」を「融資対象者の欄(1)イ」に改め、同表償還方法の欄中「、伴走支援型資金の融資を受ける者にあつては 5 年以内」を削り、「あつては 1 年」を「あつては、1 年」に改め、「伴走支援型資金または」を削り、同表借入申込先の欄中「伴走支援型資金または」を削り、同表借入申込書類の欄中

「融資対象者の欄(4)に該当する者にあつては、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定に基づく認定書

融資対象者の欄(5)アに該当する者にあつては、売上高減少要件確認書

融資対象者の欄(5)イ(7)から(9)までに該当する者にあつては、売上高総利益率減少要件確認書

融資対象者の欄(5)イ(1)から(3)までに該当する者にあつては、売上高営業利益率減少要件確認書

融資対象者の欄(6)に該当する者にあつては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書および事業行動計画書」

「融資対象者の欄(1)イに該当する者にあつては、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定に基づく認定書

融資対象者の欄ウ(7)に該当する者にあつては、売上高減少要件確認書

融資対象者の欄ウ(1) a から c までに該当する者にあつては、売上高総利益率減少要件確認書

融資対象者の欄ウ(1) d から f までに該当する者にあつては、売上高営業利益率減少要件確認書

融資対象者の欄エに該当する者にあつては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書および事業行動計画書

融資対象者の欄エに該当する者であつて、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書」

別表第 3 項の表事業継続・新事業促進資金の項融資利率の欄中「年 1.25%」を「年 1.45%」に改め、同表事業承継資金の項融資利率の欄中「年 1.00%」を「年 1.2%」に改め、同表 S D G s 推進企業応援資金の項融資利率の欄中「年 1.25%」を「年 1.45%」に改め、同表再生推進資金の項償還方法の欄中「5 年」を「3 年」に改め、同表 C O₂ ネットゼロ推進資金の項融資利率の欄中「年 1.0%」を「年 1.2%」に改め、同表がんばる企業応援資金の項資金使途の欄中

「金融機関の支援を受けて」 「原材料価格の高騰、物価
策定した物価高騰等の影 高、人手不足等の影響を

「融資対象者の欄(4)に該当する者にあつては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書および事業行動計画書」

「融資対象者の欄(1)イに該当する者にあつては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書および事業行動計画書
融資対象者の欄(1)イに該当する者であつて、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書」

に改める。

響からの回復を図る事業 を受ける中小企業者等が経 に改め、同項融資対象者の欄中
計画(以下「影響回復事 営課題解決に取り組む際
業計画」という。)の実 に、必要となる設備資金
施に必要な資金 」 および運転資金 」

「次のいずれかに該当する中小
企業者等

「金融機関が第三者機関からの
保証を利用せずに行う融資
(以下「保証無し融資」とい
う。)を同時に受け、影響回
復事業計画を実施する中小企
業者等 」

を

(1) 金融機関が第三者機関か
らの保証を利用せずに行う
融資(以下「保証無し融
資」という。)を同時に受
ける中小企業者等

に改め、同項融資限度額の欄中

(2) 金融機関の支援を受けつ
つ、自ら経営行動計画の策
定ならびに計画の実行およ
び進捗の報告を行う中小企
業者等 」

「4,000万円」を「2億8,000万円」に改め、「ただし、」の右に「融資対象者の欄(1)に該当する者にあつては、」を
加え、「2倍」を「10倍」に改め、同項融資利率の欄中「年1.5%」を「年1.7%」に改め、同項融資期間の欄中「(
ただし、原則として同時に受ける保証無し融資の融資期間の2倍以内の期間であること。)」を削り、同項償還方法
の欄中「同上」を「据置期間3年以内(運転資金にあつては、1年以内)割賦償還」に改め、同項借入申込書類の欄

「申込人資格要件申告書兼誓約書

中「事業計画書

」を 融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては に改め、同表
、経営行動計画書 」

DXデジタル推進資金の項融資利率の欄中「年1.5%」を「年1.7%」に改める。

別表第4項の表を次のように改める。

4 短期事業資金

資金使途		融資対象者	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	担保・保証人等	取扱金融機関	借入申込先	借入申込書類
運 転 資 金	商品の仕入れ、代金決済、 従業員の給与等に要する 運転資金	中小企業者（原則として直近 2か年間の平均経常利益が 1,000万円以下であるものに 限る。）、協同組合等	1,500万円以内	年2.4%	1年以内	割賦または 一括償還	取扱金融機関所 定	商工組合中央 金庫 滋賀銀行 関西みらい銀 行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用 金庫 滋賀中央信用 金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 滋賀県信用組 合 滋賀県民信用 組合 京滋信用組合 近畿産業信用 組合 滋賀県信用農 業協同組合連 合会	取扱金融機関	借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 保証協会および取扱金融機関所定の書類 誓約書（別記様式第3号）
手 形 ・ 電 子 記 録 債 権 割 引	親事業者から下請代金と して受け取った手形期間 が150日以内の商業手形 または発生記録における 電子記録の年月日から電 子記録債権の支払期日ま での期間が150日以内の 電子記録債権の割引	支援プラザに受注企業として 登録している下請事業者	同上	同上	150日以内	商業手形ま たは電子記 録債権によ る決済	同上	同上	同上	借入申込書（別記様式第2号） 支援プラザ登録通知書（申込窓口で提示） 当該手形の振出しまたは当該電子記録債権 の発生の原因となった商取引を証する書類 の写し 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表および直前2期の決算書 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号）

別表第5項の表融資利率の欄中「年1.00%」を「年1.2%」に改める。

別表第6項の表融資対象者の欄中「最近1か月間の売上高が前年同月、前々年同月または3年前同月」を「最近3か月間の売上高が前年同期」に改め、「前々年または3年前」を削り、

「前年同期を上回っている者

(4) 新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響またはウクライナをめぐる国際情勢の変化による原油価格または原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近1か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同月を上回っている者」

を「前年同期を上回っている者」に改め、同表融資利率の欄中「年1.25%」を「年1.45%」

に、「年1.5%」を「年1.7%」に改める。

別記様式第1号中

「経営支援資金(□一般枠 □小規模企業者枠 □小規模企業者特別枠)
セーフティネット資金(□新規枠 □借換枠)
政策推進資金(□事業継続・新事業促進枠 □事業承継枠 □SDGs推進企業応援枠
□CO₂ネットゼロ推進枠 □DXデジタル推進枠)
開業資金(□創業枠 □創業サポート枠 □女性創業枠)
緊急経済対策資金(□新規枠 □借換枠)」を

「経営支援資金(□一般枠 □小規模企業者枠 □小規模企業者特別枠)
セーフティネット資金(□新規枠 □借換枠)
政策推進資金(□事業継続・新事業促進枠 □事業承継枠 □SDGs推進企業応援枠
□CO₂ネットゼロ推進枠 □DXデジタル推進枠)
開業資金(□創業枠 □創業サポート枠 □女性創業枠 □北部振興枠)
緊急経済対策資金(□新規枠 □借換枠)」に

改める。

別記様式第2号中

「経営支援資金(□経営者保証非提供促進枠)
セーフティネット資金(□ポストコロナ新規枠 □ポストコロナ借換枠 □経営力強化新規枠 □経営力強化借換枠)
政策推進資金(□事業承継枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠)
短期事業資金(□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □原油価格・物価高騰対応枠)」を

「

経営支援資金（☐経営者保証非提供促進枠）
セーフティネット資金（☐経営力強化新規枠 ☐経営力強化借換枠）
政策推進資金（☐事業承継枠 ☐再生支援枠 ☐がんばる企業応援枠）
短期事業資金（☐通常枠 ☐手形・電子記録債権割引枠）

に

改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県中小企業振興資金融資要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

この関係図面は、滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
225	多賀停車場線	多賀停車場	—
		県道多賀高宮線交点	

